

1. 工事名 筑波大学周辺樹林植栽工事(Ⅱ)
1. 工事位置 茨城県新治郡桜村天王台1丁目1番1号 筑波大学構内 (別紙①位置図参照)
1. 工事期間 着工 昭和55年2月13日, しゅん功期限 昭和55年3月30日
1. 工事内容等
4. 移植工事

図面番号	施行場所	樹 高 (cm)					幹 周 (1.2m高) (cm)					計			
		30-49	50-79	80-99	100-149	150-199	9-11	12-14	15-17	18-19	20-24		25-29		
	体育小東大通側							4	10	2	5	6	7	6	40
	77少体育北								9	2	2	6	7		26
	農林技術小舎側	5	24	7	15	24	18	3	8	5	2	4		2	118
	鋼材畑前		57		12	37	31	30	12	8	8	6	2	5	208
	計	5	81	7	15	36	55	34	42	36	12	17	22	11	392

ロ. 新規工事

図面番号	施行場所	樹 高 (cm)					幹 周 (1.2m高) (cm)					計			
		30-49	50-79	80-99	100-149	150-199	9-11	12-14	15-17	18-19	20-24		25-29		
	体育小東大通側							454							524
	77少体育北		312	156	567	315	309	321							1,980
	街路樹								24						24
	農林技術小舎側	50	243	30		5									328
	鋼材畑前		98	36	7	60	58	4							263
	計	50	653	292	574	380	821	325	24						3,119

ハ. 養成・その他

図面番号	施行場所	本数	樹 高 (cm)			支 柱				計		
			バ-7堆肥	造成腐肥	管上	添支柱(2)添支柱(1)	ハ-1(17)	三脚型	十字型			
	体育小東大通側	564	618 ¹⁰	6 ³³	27 ⁴⁵	70		458	23	13	564	
	77少体育北	2,006	1,440 ²⁵	15 ⁵⁷⁵		1,350		6,638		12	2,006	
	77少体育北	2,006	1,440	15 ⁵⁷⁵		1,350		6,638		12	2,006	
	街路樹	24	48 ⁴⁴	0 ⁴⁸	2 ⁴⁰			24			24	
	農林技術小舎側	446	205 ²⁵	3 ⁰⁴		392		26	1	10	429	
	鋼材畑前	471	419 ⁴⁵	4 ⁹⁸		206		153	91	21	471	
	計	2,911	2,731 ⁴⁵	30 ⁴⁴⁵	29 ⁴⁵	1,948	70	159	1,237	24	56	3,494

特記仕様

1. 本工事実施の順序ならびに方法については、文部省発注工事請負契約基準、契約書、土木工事標準仕様書、特記仕様書および図面にもとづくものとする。実施の細部および図面等に疑義あるときは、甲が通知した監督職員(以下「監督職員」という)の指示に従うこと。

4. 植栽工事

- ・植栽と始める前に、植栽区域およびその周辺のブミ、コンクリート塊等植栽に支障のあるものは、すべて除去し、指定された所に深さ1m以上で埋める処理とすること。また、極端な凹凸がないよう監督職員の指示により整地すること。
- ・バ-7堆肥、造成腐肥の空袋の処理は、1ヶ所にまとめて一括処分すること。
- ・既設構造物、樹木等と接觸しないよう充分注意すること。もし損傷した場合は、監督職員に連絡の上、請負者の責任において修復すること。

植 穴

- ・樹木の植栽位置は、図面に基づいて決め、石標等により位置の確認とすること。
- ・植穴の最低深さの大きさと、別表(2-8)に示すか、植穴周辺は可能な限り耕起してあくこと。
- ・植穴は、機械掘りを原則とするが、林内等は手掘りとする。工事中は、通行人あるいは他車輛に対し安全策をとること。
- ・掘上げには、埋戻し土を篩き、近くに敷均しするものとする。

樹木の掘取り

- ・移植する樹木個体については、別に指示する。掘取りは、すべて鉢土つきとし、鉢の大きさは、根元直径の5~6倍以上とし、鉢またはコモで堅固に根巻きとするものとする。
- ・新規樹木については、請負者の持込みとする。すべて根鉢つきとし、鉢の大きさは、移植の場合と同じとする。

・幹巻き(2-8)あるものは、一般仕様により行なうものとする。

・目通り周20cm以上の根巻きは、ワル巻きのように四つ掛=度巻きを原則とする。

植 付

- ・バ-7堆肥、造成腐肥の施用量は、別表(2-8)による。施用方法は、植穴底とよく耕し、ここに少量を混和し、残り少量は埋戻し土と充分混和し、植付けのものとする。
- ・埋戻しは、粘土の混入を極力避け、深植えにならぬよう留意し、バ-7堆肥、造成腐肥を混和した土と根鉢が充分密着するようにつき固める。容土の指示(2-8)あるものは、畑土を持込みのうえ、規定量とバ-7堆肥、造成腐肥と混和し、植付けのものとする。植栽後水鉢を作り、充分灌水するものとする。
- ・掘取りから植付まで、24時間以内に終了することと原則として、作業を進行すること。
- ・林床での移植木の植付けは、樹木の大きさを考慮して行なうこと。また、植栽列を乱さぬよう注意すること。

ロ. 保護・養生

・各樹木の風除支柱は、別表(2-8)による。取付け仕様は、別図(3-8)による。支柱支柱については、スギ・ヒノキとし、CCA加工品とする。支柱については、1束12本入りのものとする。

・ハツ掛(77)の結束は、亜鉛引鉄線の#16が#18とする。その他は、監督職員の指示による。

・支柱の方向については、監督職員の指示によること。

ハ. その他

- ・植栽を終えた樹木周辺の整備は、その都度行なうこと。
- ・バ-7堆肥は、良く発酵したものを使用すること。また使用に際しては、造成腐肥とも、20kg袋入りのものを使用すること。

ニ. 指植償(移植木)

- ・植栽樹木は、引渡後、1年以内に枯死、枝条枯損、樹形不良等となった場合は、発注者と請負者が協議して定められた時期に、発注者の指定した官給樹木と請負者の負担で植えかえるものとする。ただし、明らかに請負者の責による枯損の場合は、請負者が、樹木代も負担するものとする。

・天災・その他、おむと理由により天災の場合は、両者協議の上、処理方法を決定すること。

・天災・その他、おむと理由による場合は、両者協議の上、処理方法を決定すること。

ホ. 工事記録写真

- ・工事記録写真は、次のものを提出すること。

区 分	大きさ	種類	枚/組	組
着工前写真	ギョビネ版	カラー		1
工事写真	ギョビネ版	カラー		1
しゅん功写真	ギョビネ版	カラー		1

注) 着工前、しゅん功写真は、同一場所から同一方向で撮影し、裏面に工事年度、工事名、撮影した所を記入し、撮影方向を明示した図面を添付すること。

- ・工事写真は、撮影した樹木が判るように、樹木にラベルをつけてあくこと。
- ・写真は、指定したアルバムに、施行区域毎に整理して提出すること。